

6 月 12 日 （ 第 4 号 ）

# 令和7年豊能町議会6月定例会議会議録目次

令和7年6月12日（第4号）

出席議員	1
議事日程	2
開議の宣告	3
（常任委員会報告・質疑・討論・採決）	3
第29号議案 豊能町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例改正の件	
第30号議案 豊能町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例改正の件	
第31号議案 豊能町税条例改正の件	
第32号議案 令和7年度豊能町一般会計補正予算（第1回）の件	
（議案提案説明・質疑・討論・採決）	6
第33号議案 訴えの提起について	
（議案提案説明・質疑・討論・採決）	12
第34号議案 令和7年度豊能町一般会計補正予算（第2回）の件	
町長あいさつ	13
散会の宣告	14

## 令和7年豊能町議会6月定例会議会議録（第4号）

年 月 日 令和7年6月12日（木）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 10名

1 番	池田 忠史	2 番	才脇 明美
4 番	中川 敦司	5 番	寺脇 直子
6 番	管野英美子	7 番	永谷 幸弘
8 番	永並 啓	9 番	小寺 正人
10番	秋元美智子	11番	高尾 靖子

欠席議員 なし

本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	上浦 登	副 町 長	高木 仁
教 育 長	板倉 忠	政 策 監	大西 隆樹
総 務 部 長	入江 太志	生活福祉部長	小森 進
都市建設部長	坂田 朗夫	こども未来部長	仙波英太郎

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	浜本 正義	書 記	平田 旬
書 記	岡 篤史		

## 議事日程

令和7年6月12日（木）午後1時開議

- 日程第 1 第29号議案 豊能町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例改正の件
- 第30号議案 豊能町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例改正の件
- 第31号議案 豊能町税条例改正の件
- 第32号議案 令和7年度豊能町一般会計補正予算（第1回）の件
- 日程第 2 第33号議案 訴えの提起について
- 日程第 3 第34号議案 令和7年度豊能町一般会計補正予算（第2回）の件

開議 午後1時

○議長（永並 啓君）

皆様、こんにちは。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1「第29号議案から第32号議案まで」を議題といたします。

これに対する各常任委員会の報告を求めます。

総務建設常任委員会、才脇明美委員長。

○総務建設常任委員会委員長（才脇明美君）

それでは、御指名をいただきましたので総務建設常任委員会の報告をさせていただきます。

総務建設常任委員会は、令和7年6月5日午前9時30分より開会し、午前11時に閉会いたしました。

委員会の出席者は、秋元副委員長、中川委員、菅野委員、小寺委員、私、委員長の才脇、計5名であります。委員外出席として永並議長が出席いたしました。

当委員会に付託されました議案は4議案であります。

審査の内容を報告いたします。

まず、第29号議案、豊能町会計年度職員の給与及び費用弁償に関する条例改正の件でございますが、提案理由は省略いたします。

外国語指導助手のほかに該当する職種はないのかとの質疑に対し、この改定規定を適用して任用しているのは、土木専門官と防災専門官とこの外国語指導助手になりますとの答弁でした。

今回の改定により期末手当の額も変わることの質疑に対し、国が行う外国青年招

致事業を活用して任用しており、この事業は期末手当の支給対象外となっておりますとの答弁でした。

今回の改定による影響額はどの質疑に対し、今回の改定による任用初年度の報酬額は月額5万円程度上がると見込んでいますとの答弁でした。

今回の報酬の見直しは町独自の規定かとの質疑に対し、外国青年招致事業を通して任用する外国語指導助手の任用条件については基本的に全国一律ですとの答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

次に、第30号議案、豊能町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例改正の件でございますが、提案理由は省略いたします。

特段の質疑・討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

次に、第31号議案、豊能町税条例改正の件でございますが、提案理由は省略いたします。

主な質疑でございますが、公示送達については今後ホームページにも掲載することだが、個人情報扱いについてはどの質疑に対し、プライバシー保護の観点から検索されやすいテキストデータではなく、画像データとして対処することが既に示されており、今後も適切な処置について示されると考えていますとの答弁でした。

特定親族特別控除の創設による町税への影響額はどの質疑に対し、対象となる町内の19歳から23歳未満の人口は約400人で、新たな控除が適用される給与収入が103万円以上で扶養から外れた方はそう多くはなく、影響額は僅かだと見込んでいますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

最後に、第32号議案、令和7年度豊能町一般会計補正予算（第1回）の件（関係部分のみ）でございますが、提案理由は省略いたします。

主な質疑でございますが、地域公共交通促進事業では、町内の事業所に就職する運転手に対する補助とのことだが、バス運転手については町内の路線バスを運転するとは限らないのではないかと、近隣自治体と同時に取り組んだほうがよいのではないかと、の質疑に対し、今回の阪急バスにおける大幅減便の要因は運転手不足のところが大きく、町としては将来的な危機感も持っており、就職支援・生活支援補助金で運転手確保の支援を行っていきたいと考えています。また、町の対策を近隣自治体に示すことで、同様の取組が広がっていくことを期待しますとの答弁でした。

この補助事業の広報はどこが行うのか、また補助の条件はどの質疑に対し、町のホームページや広報紙で行いますが、事業者にも運転手の募集時に案内していただけるように働きかけます、また、補助の条件は本町に住民登録があり、令和7年4月1日以降に就職し、1年以上の雇用期間があり、6か月以上勤務された方が対象になりますとの答弁でした。

今回の防災対策事業は、これまでの実証実験の継続事業かとの質疑に対し、これまで実証実験を行ってきたテレビプッシュのシステムを活用し、今回は聴覚障害者の方をメインに防災対策の一環として実施するものですとの答弁でした。

聴覚障害者の方には無料で利用いただき、それ以外の方は有料にすべきだと考えるがとの質疑に対し、聴覚障害者の方には無料プランで利用していただく予定です、これまでの実証実験でモニターとして参加していただいた方には有料プランで利用してい

ただきたいと考えていますが、利用料の徴収方法などを調整し、順次行っていきますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

以上が総務建設常任委員会に付託されました4議案の審査の結果でございます。これで委員会の報告を終わります。

○議長（永並 啓君）

次に、福祉教育常任委員会、池田忠史委員長。

○福祉教育常任委員会委員長（池田忠史君）

それでは、御指名いただきましたので、福祉教育常任委員会の報告をさせていただきます。

福祉教育常任委員会は、令和7年6月6日午前9時30分より開会し、午前10時50分に閉会いたしました。

委員会の出席者は、寺脇副委員長、永谷委員、永並委員、高尾委員、私、委員長の池田の計5名であります。委員外出席として、中川副議長に出席をいただいております。

当委員会に付託されました議案は1議案であります。

審査の内容を報告いたします。

第32号議案、令和7年度豊能町一般会計補正予算（第1回）の件（関係部分のみ）でございますが、提案理由は省略させていただきます。

主な質疑ですが、西地区施設改修工事の当初設計では目視・打診検査をしているが、ドローンを使用するの検査はできないのか、またドローンによって全ての検査はできなくても目視確認はできるので増額予算は減額できるのではないかと、の質疑に対し、目視は可能ですが、モルタルの浮き、塗膜の浮きなどは現状のドローンでは確認できません。また、建設工事の積算の中で外壁改

修工事項目ではドローンによる調査という項目がありません。そのため建設業界ではまだ外壁調査時にドローンは一般的ではないということがあります。今後ドローンの可能性について検討し、進めたいと思いますとの答弁でした。

西地区施設改修工事について外壁塗料にリシンを使うとのことだが、足場を組む回数を考えると高額な塗料を使ったほうが費用対効果は高いのではないかとの質疑に対し、前回の外壁改修から15年経過している現状で、今回、長寿命化改修を行い、建物の寿命が30年に延びることです。今回のリシンを使用する場合と他の高額な塗料を使用する場合、どちらについても、この先1回は足場を組んだ外壁改修が必要と考えており、費用対効果ではリシンで十分だという判断で選定したところでの答弁でした。

成人健康増進事業と予防接種推進事業の増額予算はシステム改修で52万4,000円と同額であるが、適正な見積価格なのかとの質疑に対し、システムは違いますが、パッケージが同じ内容であることから作業量は同程度だと見込んでいるため、同額になっています。現段階では見積価格ですので同額となっていますが、契約時には内容を精査していきたいと思いたいとの答弁でした。

母子健康増進事業は、成人健康増進事業や予防接種推進事業に比べて補正額が倍以上になるが、その理由はとの質疑に対し、パッケージ費用に大きな差があり、開発費が高額になっています。また作業内容等も複雑で、作業員を増加させる必要があるため高額になっていますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

以上が福祉教育常任委員会に付託されました1議案の審査の結果でございます。こ

れで委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（永並 啓君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。審議がスムーズに行われるということと委員会の意思の安定という原則がありますので、当該委員会所属の委員各位の質疑は差し控えていただきますようお願い申し上げます。

第29号議案から第32号議案までの4件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

質疑を終結いたします。

続きまして、第29号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第29号議案、豊能町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例改正の件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（永並 啓君）

起立全員であります。

よって、第29号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第30号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第30号議案、豊能町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例改正の件に対する委員長の報告は、可決でありま

す。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(永並 啓君)

起立全員であります。

よって、第30号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第31号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(永並 啓君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第31号議案、豊能町税条例改正の件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(永並 啓君)

起立全員であります。

よって、第31号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第32号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(永並 啓君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第32号議案、令和7年度豊能町一般会計補正予算(第1回)の件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(永並 啓君)

起立全員であります。

よって、第32号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2「第33号議案 訴えの提起について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

入江総務部長。

○総務部長(入江太志君)

それでは、第33号議案、訴えの提起について、提案理由を御説明申し上げます。

追加議案書の3ページを御覧ください。

次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

訴えの相手方でございますが、東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号、渋谷マークシティ W22階、株式会社OZ1、代表取締役江川将偉でございます。

訴えの趣旨といたしまして、相手方と町の間には、相手方が町に対し寄附金として1億4,518万1,000円を納入する書面による贈与契約が成立しており、相手方は町に対し残額1億3,518万1,000円を支払う義務があるため、1億3,518万1,000円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払い済みまで年3%の割合による金員の支払いを求めるものでございます。

訴訟遂行の方針といたしまして、一つ目に本件について必要がある場合は上訴する、二つ目に訴訟において必要がある場合は適当と認める条件で和解することができるの2点でございます。

説明は以上でございます。御審議いただき、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(永並 啓君)

これより本件に対する質疑を行います。

管野英美子議員。

○6番(管野英美子君)

6番・管野英美子でございます。

未入金である企業版ふるさと寄附金について、今回は入金されないOZ1を訴える

わけですが、議会からの提言では、残り1億3,518万1,000円の企業版ふるさと寄附金が入金されるよう、法的手段をもって塩川恒敏前町長の責任を明らかにすることとしています。

しかし、令和5年4月19日の前町長からの回答で、3月2日の議員総会では改めて事業年度末で御寄附いただけるとの理解をしているとありますが、前町長の責任も大きいのだと思いますが、前町長を訴えないのでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

お答えさせていただきます。

議会から企業版ふるさと寄附金について、町はその責任において1億3,518万1,000円の企業版ふるさと寄附金が入金されるよう、法的手段をもって塩川前町長の責任を明らかにするというをいただいているところでございます。

今回、訴訟の提起に至るまでに町といたしまして、こうした議会での御提言、あるいは御意見を踏まえながら対応を検討したところでございます。ただ、法務相談も重ねながらではございますが、塩川前町長の議会での一連の発言について何らかの法的責任を求めることが難しい、また企業版ふるさと寄附金に関する一連の手續について塩川前町長に対し明らかな過失があるとして直ちに法的責任を求めることも難しいのではないかという判断に至りまして、今回は株式会社OZ1に対し支払いを求めていくものでございます。

ただ、議会の提言もでございますが、今回訴訟をさせていただく、その過程の中で明らかになった事実関係によりましては、塩川前町長に何らかの過失があったというこ

とで法的な責任を問うことも可能ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

議会も2月10日、22日、3月2日と3回、塩川前町長に入金されるように求めてくださいということをお伝えしたわけです。前町長の責任というのは大変重いと思うのですが、前町長から2回、OZ1から1回の回答があるわけですが、裁判の中でその辺りのこと、両者との考えの違いが明確になると考えてよろしいですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

今回、我々はOZ1に対して訴えを提起させていただいております。その中で、当時、塩川前町長とOZ1の間でどういうやり取りがあったのか、塩川前町長の言動が明らかになっていくということも想定されます。その事実関係を踏まえながら塩川前町長を訴えることが可能となる余地があるのかどうかということは考えられるというように思います。

例えば、塩川前町長の言動のせいで町が損害を被ったというような事実関係が明らかになりまして、そういったことであれば何らかの証拠も出てくるというような事態になりましたら、当然、我々のほうとしては何らかの措置を講じることになるのかなと思っています。

○議長（永並 啓君）

ほかに質疑ございますか。

秋元美智子議員。

○10番（秋元美智子君）

秋元です。質問させていただきます。

まず趣旨なのですけれども、1億3,518万円の贈与契約が成立したと町が認めているのはいつかということと、今、管野議員の質問で塩川前町長の言動に問題があったらとおっしゃっていましたが、当初からあるのじゃないですか。つまり豊能町の負担はゼロと、寄附金で賄うと平成4年6月の段階で言っている、それが事実でなかった、実現されなかった、それ自体がもう言動に問題があるのじゃないかと私は思います。まず、これに対してお答えを、これが言動に問題がないとする町の考えをお聞かせください。

それから、明らかな過失を証明する、求めるのは難しいということですが、同じようにやっぱり豊能町の負担ゼロと、寄附金で賄った以上は、やっぱりそれに向かって当然対応すべきですよ。ところが議会が調べた結果、どこにもその動きはなかった、これもやっぱり過失じゃないのですか、相手に求めてこなかったという。善管義務違反ですね、善良なる管理者の義務違反と私は思っています。ですから、町が明らかな過失がなかったとする根拠みたいなところを教えてください。私はそこに過失があったと思っていますので。

それと3点目なのですけれども、予算の編成というのはたしか町長の権限ですよ。まず確認します、これを。その上で質問なのですけれども、そういう意味も含めて議会は提言を出しています。要するに町長の責任が大きいのだと。ですから3点、これに対する町の考えをお聞かせください。

もう1点あるわ。もう1点、ごめんなさい。今回の裁判というのはOZ1に求めていますけれども、今、管野議員が質問していましたけれども、この裁判とは別に塩川町長に対して裁判を求めていく考えはあるのか、ないか、ないみたいなお返事でしたけど、もう一遍、その辺りをお聞かせください。

たけど、もう一遍、その辺りをお聞かせください。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

失礼いたします。

まず1点目は、1億4,500万円の贈与契約が成立しているのがいつかということで申し上げると、それは2月20日に申出書が出てまいりましたので、そこで我々は、その申出書に対する、うちのほうがそれを受託しているということで贈与契約が成立しているという認識の下、今回、訴えの提起をさせていただいているというところでございます。

2点目の最初の令和4年6月議会のときに負担がゼロでということでスマートシティ事業に取り組んできたというところで、その際に町のほうで財政負担がないですよということを議会のほうに御説明してきた、それであるにもかかわらず、お金が入ってこないということに対して、当時のそういった発言なり説明に過失がなかったのかといった趣旨での御質問だというように思いますが、当時、確かに入ってくるということを前提に議会のほうで御説明して、予算をお認めいただいていたというところがございまして。その際に何らかの担保を取っておけばというところが、そこがなかったというところはたしかでございます。

ただ、1億9,500万円の予算編成当時には何もなかったわけですが、その後、議会のほうからの御指摘もいただいたところもございまして、先ほど申し上げましたように令和5年2月に1億4,500万円の寄附の申出書が出てまいりました。その間、1億9,500万円から1億4,500万になる、その5,000万円については既に別の寄附の申

出書で入金のをいただいておりますので、1億9,500万円の残りの、5,000万円を引いた1億4,500万円について寄附の申出書が出てきているというところでもって、その手続の流れの中で申し上げますと、塩川前町長の過失責任をそこで問うていくというのはちょっとなかなか難しいのではないかというのが私どものほうの判断。そういったことで今回OZ1のほうを訴えさせていただいてるところがございませう。

予算の編成の権限は誰にあるのかということで申しますと、これは町長にございませう。町長は、確かにそういう意味で申し上げますと責任は重いというところもございませう。その責任の下、今回、令和4年6月議会の際に予算を編成させていただいてるところがございませうして、その言動について、これまでも議会のほうから責任はないのかというところで、いろいろ厳しい御指摘いただいております。当然、法的な責任というところがどうかというところがございませうが、道義的、あるいは政治的な責任はあるのではないかという思いを持っております。これまでも議会の中でいろいろ御指摘いただきながら塩川前町長に対しましても何らかの責任があるのではないのですかということで照会のほうもさせていただきながら、この間いろいろ検討してまいりませうして、今回こういう訴えの提起に至ったというところもございませう。

失礼いたしました。もう1点、塩川前町長に、この後、訴えることがあるのかということでございませうが、今回の訴えの提起をさせていただいてるところで、まずOZ1に対して訴えるというところがございませう。その中で何か塩川前町長に対して法的な責任を求めることが可能というところの事実関係が明らかになってまいりませうたら塩川前町長に対して何らかの法的責任を

求めていくということは可能かと思っておりますが、直ちに今のところで明らかにそういったものがないというところで申し上げますと、今回はOZ1に対して訴えを提起させていただき、その後、何かあったら塩川前町長にどう対応していくのかというところを検討していくという流れで我々は対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（永並 啓君）

秋元美智子議員。

○10番（秋元美智子君）

まず最初に、平成5年2月10日の契約とおっしゃいましたね、たしか。今回の裁判の1億3,000万円の贈与契約が成立したのは平成5年2月20日ね、失礼しました。でも、それというのは塩川前町長が辞める寸前ですよ。つまり、ここには塩川前町長は全然関係ないわけですね。あくまでもこの裁判というのはOZ1と行政ですね。私は、これはこれでいいと思います。

私がお尋ねしたいのは塩川前町長の関係です。塩川前町長は、その1年前に、平成4年6月に豊能町の負担ゼロと、議会だけではなくて住民に約束しているのですよ、ゼロと。なおかつ最高の権限者ですね、予算編成の。その責任をもって何の動きもなく、辞める寸前になってでも動かない、動かないというのは失礼かな、動いたかな。その間に幾つもの機会があった、それをスマートシティ委員会の中で上げて、議長のほうから提言を出していただいております。それに対して町はどう考えているのですか。そこに塩川前町長の何ら責任がないというのは、明らかにもう最高責任者の責任がありますでしょう、辞める寸前じゃなくたって、その前にもう。このところの責任、過失がないというところは誰が判断しているのですか、町長ですか、職員の話合いで

すか、弁護士ですか、そこをお尋ねします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

我々は訴えを提起するに当たりまして、これまでから議会のほうから塩川前町長に責任を求めてほしいというのですか、求めるべきであるということで御意見なり、提言を数多くいただいてまいりました。その間、我々もどうあるべきかというところは、当然、中でも協議いたしますし、法務相談を重ねながら、ここに至っているというところでございます。

当然、訴えの提起をするに当たりましては、弁護士にこれから委任させていただいて訴訟に当たっていくわけでございますので、そういったことで申し上げますと、我々は法務相談を重ねながら出てきている結論、判断というところで御理解いただきたいと思います。

ただ、秋元議員がおっしゃるように塩川前町長に対して何らかの法的責任があるのかというところで申しますと、今、直ちにそういったことが明らかになるようなものがなかなか見当たらないという状況にあるという中で、今回はOZ1のほうを訴えさせていただいているところでございます。

令和4年6月議会のときに塩川前町長が負担ゼロでというところで今回スマートシティ事業に取り組まさせてほしいということをお願いしておいたというように思いますが、そのときの塩川前町長の発言に対しましても全てが入ってきているわけではないというところがございますので、確かにそこには塩川前町長のその発言に対する責任というのですか、そういう発言の重みというところは当然我々もそこは何らか重たいものというのですかね、先ほど議員から

御質問がありましたように予算編成するのは町長の権限でというところがありますので、そこはそういう重みを持って、そういったことを発言し、それに対して取り組んでいくべきであるというようには認識しております。ただ、法的な責任というところだけで申しますと、そういった発言に対して何らかの責任を問えないのかというところも我々は弁護士に法務相談を重ねてまいりましたが、なかなか政治的責任、あるいは道義的責任というところはあるのですが、実際に訴えていくというところの根拠となる法的責任というのはなかなか難しいというのが今回の考えがそういったところにございましたので、今回はOZ1に対して訴訟のほうを起こしたといったところでございます。

以上でございます。

○議長（永並 啓君）

秋元美智子議員。

○10番（秋元美智子君）

私はOZ1に対する裁判と塩川前町長に対する裁判とは全然違うと思います、意味合いが。ですからお尋ねしているのです。

議会のほうは、委員会のほうは前町長に対する責任ですよね。要するに最高の権限を持って予算を上げながら、しかも私たちに住民の負担、豊能町の負担ゼロと、そこまで言い切って、その後、何もなかったと。しかも、過去、予算編成に寄附金をもって充てるということはなかったと思います、私の記憶の中では。そのぐらい寄附金というのは相手の心次第ですよ。だったら、それなりに慎重に対処すべきですよ。そののころをしてこなかったのは、やっぱり私は善管義務違反だと思っています。ですから、そういう方向でぜひ町は取り組んでいただきたい。今回のOZ1との裁判で何かが出てきたら裁判を起こすんじゃない

いのですよ、もう。やっぱりその方向へ向かっていただきたい、取り組んでいただきたい、これに対していかがですか、お約束していただけますか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

今回、我々は、繰り返しになりますが、いろいろ法務相談を重ねながら今回〇Ｚ１を相手に訴訟を起こしたというところがございます。秋元議員がおっしゃることも我々はよくよく理解はさせていただくところはございます。

これまでから法務相談のときに、この提言を当然どういう解釈をしながらというんですかね、こういう提言が出ていますけれどもというところで法務相談も重ねてきているところがございまして、一定、弁護士の方からは、なかなかそこは塩川前町長に法的責任は問えないのですよというところは協議の中ではそういう判断をされてきているところがございましたので、今回はこういう形にさせていただきました。

ただ、秋元議員おっしゃることも重々理解はさせていただくところがございまして、これとは別に、また引き続き、そういうことの可能性については検討のほうはさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（永並 啓君）

ほかに質疑ございませんか。

中川敦司議員。

○４番（中川敦司君）

中川です。

私のほうからは、こういった訴えに関する時効の件、こういった内容の時効の件と、あと年数ですね。

それとあと、今回この訴えをすることに

よって時効の日には減るんじゃないかと一旦止まるという解釈でいいのか、まずそこから伺いたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

時効の関係で申しますと、今回訴えを提起することによって、この時効が一旦中断する、止まるということでございます。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○４番（中川敦司君）

さらにお伺いします。

先ほど来、いろいろ質疑をやっている中で塩川町長の責任を問えるのか、問えないのかみたいな、そういう質疑がございましたけど、今のところはその責任を問えるような状況じゃないかなみたいな、そういう判断をされているということで、今回の〇Ｚ１のほうに未払金の請求をしていく、そういった形の訴訟をすることで、その中の、いろいろ法定上のやり取りといった中で塩川前町長に何か責任を問えるような内容が出てくるようなことがあれば塩川前町長も何らかの形で法的手段で訴えるというか、そういうような流れを考えていますという御答弁があったかと思います。

ここで伺いたいのは、今回の残額１億3,500万何がしの金額を〇Ｚ１に対して費用を請求するというか、そういうような法的手段を取ってすることによって、この１億3,500万何がしのお金が入っていないということに対する時効といいますか、それは一旦止まるという解釈というように先ほどおっしゃいましたけれども、これとは流れ的には同じ内容の部分でありますけれども、塩川前町長の持っている法的責任が見えてくる、例えば令和５年２月２０日にこの贈与

契約が成立している、そこから遡って約8か月前の令和4年6月のこの予算編成の折に豊能町の負担はゼロですよとおっしゃった、その辺りの町長の発言等に責任が出てくるとした場合、その発言の時効というのはどうなるのか。それはちょっと今回の案件と少し違うのですけれども、その辺りも明確にしておかないといけないんじゃないかなと思います。

といいますのは、今回のOZ1に対する訴訟が結構長引くようなことがありましたら、もしかするとそちらの町長の責任が見えてきても、そのとき、もう既に町長のその責任を問いたいけれども、それはもう時効になっていますわみたいなことにならないのか、その辺りをちょっと危惧しますので御質問させていただきます。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

一般的に一般の債権は10年、自治体が持っている債権は5年で消滅するということになっていますが、ただ、今、中川議員から御質問いただいている点につきましては、直ちにこの場でお答えがなかなか難しゅうございますので、また改めてこういうケースはどうなるのかというところは法務相談させていただいた上でということにさせていただきます。申し訳ございません。よろしくお願ひします。

○議長（永並 啓君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第33号議案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

（全員起立）

○議長（永並 啓君）

起立全員であります。

よって、第33号議案は原案のとおり可決されました。

日程第3「第34号議案 令和7年度豊能町一般会計補正予算（第2回）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

それでは、第34号議案、令和7年度豊能町一般会計補正予算の件につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

お手元の補正予算書の3ページを御覧ください。

令和7年度豊能町一般会計補正予算（第2回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ511万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億5,305万8,000円とするものでございます。

補正後の款項の区分及び歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページまでの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

次に、今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして、御説明申し上げます。

最初に、歳出について、御説明申し上げます。

10ページを御覧ください。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、目6. 企画費の2. 政策推進事業でございますが、先ほど第33号議案で御説明いたしました寄附金の支払いを求める訴訟に要する費用を

補正するものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に、歳入について、御説明申し上げます。

9ページを御覧ください。

款19. 繰入金、項1. 基金繰入金、目1. 財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正による財源調整として、511万円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永並 啓君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第34号議案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（永並 啓君）

起立全員であります。

よって、第34号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、6月定例会議に付された事件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

6月定例会議は本日で閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

異議なしと認めます。

よって、6月定例会議は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

6月定例会議の閉会に当たり、町長から御挨拶がございます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

それでは、令和7年6月定例会議の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今回の会議に御提案させていただきました議案につきまして、慎重に御審議をいただきまして全て御決定いただきました。誠にありがとうございます。心よりお礼申し上げる次第でございます。

議員の皆様から御審議いただきましたこと、御意見につきましても十分留意させていただきました。今後の町政にも反映してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

さて、大阪も今週の6月9日に梅雨入りしたと報じられました。これから約1か月、平年ですと7月19日頃まで梅雨が続くということで、じとじとした天気、湿度の高い不快な毎日が続くこととなります。あわせて、特に梅雨末期も含めた大雨に注意をしなければならぬ、備えなければならぬと思っております。

議員の皆様方におかれましても、先日、6月6日に中央公民館で永並議長先頭に避難所開設訓練を実施いただいたところでございます。備えあれば憂いなしといつも申し上げておりますが、万が一の災害に備えて大きく構えて小さく収める、これを肝に銘じて危機管理を進めてまいりますので、議員の皆様方におかれましては引き続きの御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、議員の皆様方におかれましては、時節柄くれぐれも御自愛いただきますようお願い申し上げます。簡単ではござい

すが、6月定例会議閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（永並 啓君）

これをもって、令和7年豊能町議会6月定例会議を閉じ、散会といたします。

どうもお疲れさまでした。

閉会 午後1時45分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

第29号議案 豊能町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例改正の件

第30号議案 豊能町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例改正の件

第31号議案 豊能町税条例改正の件

第32号議案 令和7年度豊能町一般会計補正予算（第1回）の件

第33号議案 訴えの提起について

第34号議案 令和7年度豊能町一般会計補正予算（第2回）の件

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 11番

同 1番